

能登創造的復興タスクフォース会議（第2回）

議 事 次 第

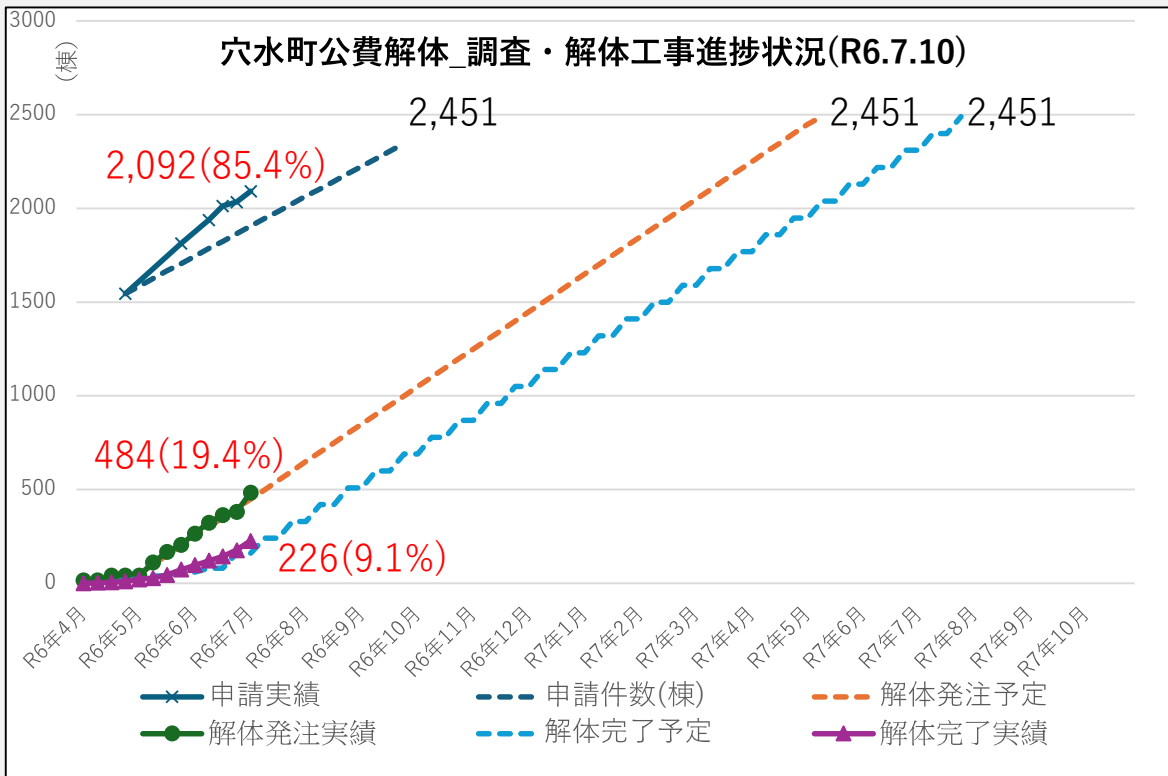
日時：令和6年7月17日（水）10時10分～

場所：石川県奥能登総合事務所

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. 防災大臣挨拶 | 【防災大臣】 |
| 2. 6市町からの発言 | 【6市町】 |
| 3. 政府機関からの発言 | 【環境省・法務省】 |
| 4. 意見交換 | |

公費解体加速化への課題：穴水町

令和6年7月17日(水)
穴水町長 吉村光輝



ホクエツ跡地仮置場(R6.07.10)



① 未申請である半壊以上建物や老朽危険空き家の解体未申請の把握が必要である。

⇒ 所有者や相続者への公費解体制度の再周知などを行う。

② 宿泊施設が足りないため、解体業者のさらなる追加ができなくなる。

⇒ 現状でも予定通りの解体班数は確保している。周辺含め、宿泊施設の追加確保が必要になる。

③ 今後の解体ピークや冬季の降雪状況などによる陸送の停滞、それによる解体工事の遅延が発生する。

⇒ 粗破碎・選別による運送効率の改善化や、ガット船を用いた穴水港からの廃棄物海上輸送を検討する。



能登半島地震創造的復興タスクフォース 第2回会議「公費解体の加速化について」



能登町

①能登町の公費解体の現状

2024年7月8日時点

罹災証明(半壊以上)	4570棟
公費解体申請	1840棟
想定解体家屋数	2759棟 石川県災害廃棄物処理実行計画より
解体完了	130棟 (進捗率4.7%)

- ・6月以降、解体設計と解体完了の作業ペースを加速
- ・現状ペースでR7年10月までに全解体完了の見込み

②今後の見込み

- 一層の公費解体の加速化、早期復旧復興のために、解体作業班数を増加します。
- 解体班数は、7月、8月に稼働班数を100班まで増加することを目標とします。
- 廃棄物運搬処理を加速化するために、7月10日より宇出津港から船舶による廃棄物海運搬出を開始しました。
- 解体班数の増加・海運の開始により、解体完了の前倒しを図ります。



7月10日海上輸送報道映像

<https://www.youtube.com/watch?v=8VeDTURl-TI>

③加速化に向けての課題

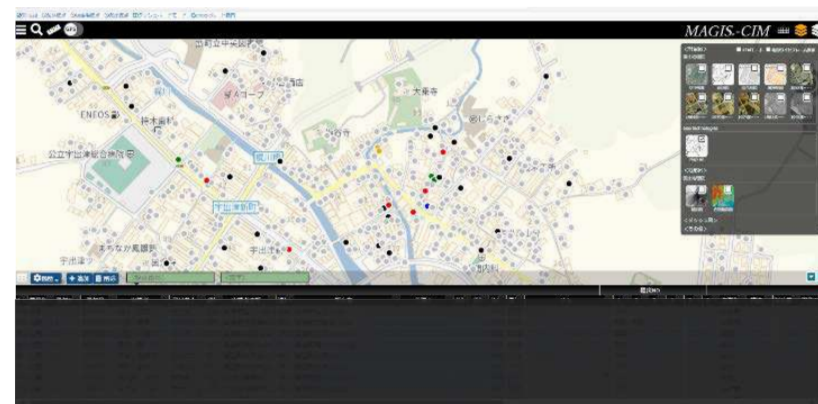
1. 申請された町民が仮設住宅に入居できない事や、ご高齢により解体に対応できない場合等、申請者のご都合で解体が開始できない案件が一定数発生しています。解体加速化に向けて、被災町民の速やかな生活再建支援が求められます。
2. 公費解体が加速化すると、発生する廃棄物も増加するため処理・処分も加速化する必要があります。海運に加えて更なる搬出手段と処理・処分先の確保が必要です。
3. 公費解体を加速化するにあたり、能登町の地区ごとの特性を踏まえて、復興まちづくりとあわせた公費解体の実施が望まれます。

④能登町の好事例

1. ドローン測量による3次元データ等
ICT技術を活用し、迅速・効率的に解体設計作業を行っています。



2. GISによる進捗管理システムを用いて
発注者、事業者間で密で有効な情報共有を行っています。



3. 解体現場毎に公費解体実施中の看板を設置する、搬出車両からの廃棄物飛散防止対策等、安全・環境対策を徹底しています



公費解体の加速化について（志賀町）

7月1日の第1回会議要望事項の回答を踏まえたうえでの要望です。

本町における公費解体申請は、6月28日現在、罹災証明書の認定状況は、住家・非住家合わせて、14,322棟となっており、うち半壊以上の認定は、6,727棟です。

なお、公費解体の申請棟数は、7月8日現在、2,902棟で、半壊家屋認定数の約43%という状況で、今も、公費解体の申請が継続しており、さらに増加する見込みです。

また、公費解体の手続きにおいて課題となっているのが、書類の不備で、6月25日現在、1,672件の申請のうち、不備があるものが560件で、全体の33%に上ります。主な理由は相続等の未登記によるものです。

国におかれては、倒壊家屋など建物性が認められない場合は、法務局の職権滅失登記を行う予定とし、市町においても、建物性が失われていると判断できる場合は、所有権等を有していた全ての者の同意がなくても公費解体を行って差し支えないと通知を頂いたところでありますが、本町では、倒壊まで至っていない損壊家屋が多く、建物性がないとは言い切れず、建物の所有権等を有している全ての者の同意の意向確認が公費解体のネックとなっています。

また、いわゆる宣誓書方式を活用した手順や所有者不明建物管理制度を活用した手順が示されているところではありますが、相続等の調査など、その作業量は膨大ものとなっていることから、公費解体がなかなか進捗できない状況であります。

住民からは、公費解体の申請をしたいが、相続人がわからない、もっと簡略化してほしいとの意見が寄せられています。

また、宣誓書方式をとった場合に、公費解体した後で一部の相続人から異議が出る可能性も否めないところであり、最終的な責任の所在が各市町になるため慎重にならざるを得なく、公費解体が進まない要因の一つとなっております。

国におかれましては、建物の所有権に係わる難しい事案であると推察されるところ

であります。被災地域の再建に向けた第一歩としての公費解体を柔軟に進めるため、能登地域全ての市町が横並びで簡略化した申請が可能となるよう、環境省をはじめ、法務省においても法改正を含めた各段のお取り計らいをお願い申し上げます。

(参考)

7/1 第1回会議提出要望事項

1 公費解体の申請に係る更なる簡素化と対象拡大について（環境安全課）

公費解体は、復興の第一歩であり、これが進まないと後続の復興事業は進みません。

先般、国からは、建物の機能を失ったものは登記官の職権により滅失とし、相続人の同意がなくても市町の判断により申請が可能と示されました。

しかし、これ以外の建物（半壊建物など）は、建物の状況等を総合的に考慮し、共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合にのみ、相続人の同意を得ずとも申請は可能といった曖昧なものとなっています。

国では、全て市町の判断に委ねるのではなく、相続人全員の同意を不要とするような明確な基準又は制度の確立をお願いします。

併せて、町全体の復興を早めていくため、半壊以上の公共施設についても公費解体の対象としていただきますようお願いいたします。

【環境省からの回答】

○公費解体については、申請受付事務への人的支援や申請書類の合理化の周知等の申請手続の円滑化、工事前調整を担う補償コンサルタントの体制確保・強化等を図ることで、解体等の加速化を進めてきた。引き続き公費解体の加速化に取り組んでいく。

○関係人全員の同意を得ることが困難な場合については、公費解体・撤去マニュアルにおいてお示した、いわゆる「宣誓書」の活用が可能であり、具体的には環境省にご相談いただきたい。



公費解体の加速化について

能登創造的復興タスクフォース（第2回）

令和6年7月17日

環境省

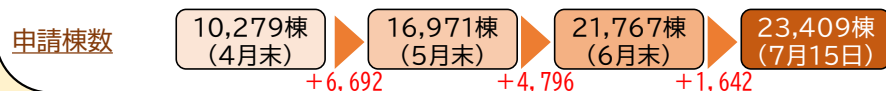
公費解体の進捗状況について

- 公費解体の申請手続等の円滑化や面的な解体・撤去による工事加速化を支援し、解体申請棟数・解体実施棟数は着実に増加。今後更なる増加が見込まれるが、直近の解体完了率はまだ6%にとどまっている。
- 申請棟数は約23,400棟となり、解体想定数（約22,500棟）を既に上回っており、県で見直し検討中。

公費解体の主な取組状況

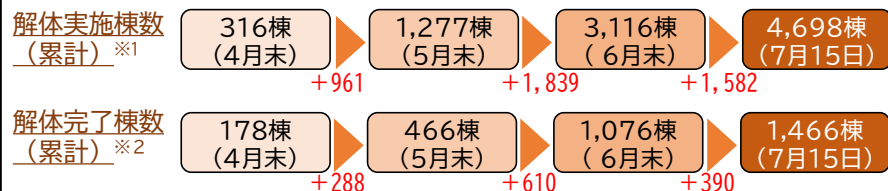
□公費解体の申請手続等の円滑化

- ・災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員及び自治体職員、申請受付事務を担当する応援自治体職員及び他省庁職員の派遣
- ・申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・行政書士会の協力による申請手続支援
- ・法務省と連名の事務連絡により、建物性が失われた家屋等は、関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記も活用するなどして、申請手続を簡素化



□工事前調整を円滑化・効率化、これにより解体工事発注を加速化

- ・工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化



※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む
 ※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の進捗状況

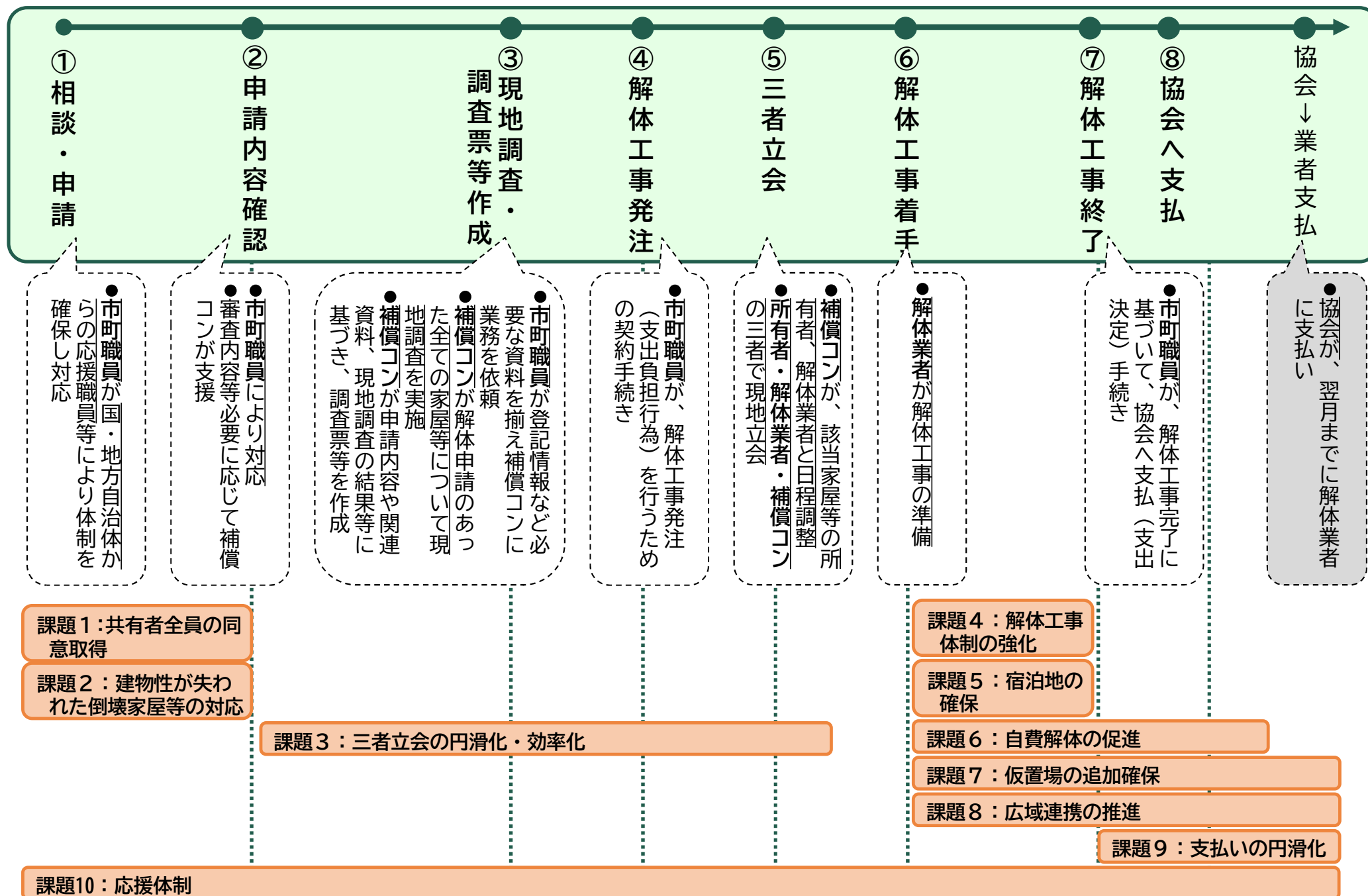
<7月15日時点実績>

	解体棟数 (推計)※3	申請 棟数	解体実施棟数※4		申請棟数に 対する 解体完了率
				(うち完了)	
珠洲市	5,562	5,095	1,213	465	9%
輪島市	3,584	7,003	986	242	3%
能登町	2,759	1,913	530	99	5%
穴水町	2,490	2,107	545	239	11%
志賀町	2,269	2,883	410	134	5%
七尾市	4,261	2,558	492	107	4%
6市町以外	1,578	1,850	522	180	10%
合計	22,499	23,409	4,698	1,466	6%

※3 推計解体棟数は「石川県災害廃棄物処理実行計画(2/29)」より

※4 自費解体により先行実施（実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み）されたものを含む。

公費解体の加速化に向けた主な課題（全体像）



公費解体の課題と対応

課題1：共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

➡ ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：次ページ）。

※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用 - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい

✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。

※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る 公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和6年5月28日

概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手続等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
※2…建物性が認められない例：㊦建物全体が倒壊又は流失、㊧建物が火災により全焼、㊨建物の下層階部分が圧潰、㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている
 - 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくとも、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

公費解体の課題と対応

課題2：建物性が失われた倒壊家屋等の対応

輪島朝市エリア等で進めている面的な解体撤去を、他の被災市町においても、法務局の登記官による職権滅失登記も活用しながら進めていく必要がある。

- ➡
- ✓ 輪島朝市エリアでは、倒壊家屋等264棟に対して、法務局による職権滅失登記を完了。
 - ✓ 今後、他の被災市町においても、法務局と連携し、必要に応じて**土地家屋調査士等も活用**するなどにより面的な解体・撤去を進めていく。

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- ・対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- ・行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、地域ごとに、工事前調整の上、解体工事を順次実施。



輪島朝市における解体・撤去工事



珠洲市における面的な解体・撤去加速化プラン

- ・珠洲市の中でも特に被害が大きく、倒壊家屋等により水道復旧等に支障が生じている蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区を対象に、法務局と連携し、面的な解体・撤去を進める。



公費解体の課題と対応

課題3：三者立会の円滑化・効率化

三者立会の日程調整等に時間を要しており、申請を受け付けてから工事の着手までに目詰まりを起こすおそれがある。

- ➡ ✓ 例えば、**補償コンサルタントが地区ごとに担当分担**して所有者及び解体業者との日程調整と立会を行うことにより、一日に対応可能な三者立会の数を増やすなど、円滑化・効率化を促進。



公費解体の課題と対応

課題4：解体工事体制の強化

北陸ブロック内で確保された解体業者は664班であるが、まだフル稼働には至っておらず、解体工事発注数の増加ペースに追いついていない。また、申請棟数は解体想定数を上回っており、当初予定の来年10月までの解体完了の目標を達成するためには解体工事体制を更に強化する必要がある。

- ➡ ✓ 県や6市町の工程管理会議等で工事工程を徹底管理（**解体業者の活動班数や完了棟数等の確認・見える化**）が必要。
- ✓ 確保済の解体業者664班を早急にフル稼働させていくとともに、解体想定数の見直しを踏まえ、**県外・北陸ブロック外も含めた業者の確保・活用**が必要。
- ✓ 県解体協会の体制強化も含めた検討が必要。

令和6年6月27日知事記者会見資料

市町ごとの工程管理会議

（毎週1回、定期的に開催）

目 的：市町ごとの解体工事や仮置場運営に関する進捗管理など

出席者：市町、環境省、県、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント

県の工程管理会議

（毎週1回、定期的に開催）

目 的：県全体の公費解体の進捗管理、課題への対応検討

出席者：県、環境省、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント、

6市町

6月からは6市町も参加し、有効な取り組みを共有・横展開

公費解体の課題と対応

課題5：宿泊地の確保

解体工事の更なる加速化を図ることによる解体業者（解体班数）の増加に伴い、宿泊地が不足することが懸念される。



- ✓ 6月12日に宿泊に必要な経費に関する事務連絡を発出。

奥能登2市2町

当面は既存の民間施設等を活用。本格化に伴い増加する需要については仮設の宿泊施設を順次設置。

それ以外の地域

下記いずれかに該当し宿泊が必要となる場合は補助対象。

- ① 解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えること
- ② 地理的な条件や交通インフラが復旧していないため解体事業者の所在地から解体現場までの往復が困難であること

- ✓ 奥能登2市2町では、解体事業者向けの宿泊施設を民間施設等含め合計約2,200名分を選定済。
- ✓ 解体班数の増加を見据えて、宿泊地の更なる確保について関係機関と調整を進める。

公費解体の課題と対応

課題6：自費解体の促進

自費解体についても希望する方に寄り添い、加速が重要。自費解体により発生した廃棄物（産業廃棄物）の処理先の確保や処理費を含む必要な費用の償還が必要である。

- ➡ ✓ **自費解体における支援対象は、基本的に公費解体と同様である。**市町において市町が公費解体すると仮定し、解体費に加え、解体により生じた廃棄物の処理費用（運搬費、処分費）を算定した額が上限であるが、**自己負担が生じないように、見積書を取得し発注前に市町へ相談することが重要**であり、これらの内容等について周知を図る。

※解体費、運搬費、処分費の合計金額で公費解体と経済比較。

※自費解体についても、受付審査や解体費用の算出等の事務処理業務については、市町村担当者のみでは対応が困難となる場合は補助対象となる。

- ✓ 自費解体による解体廃棄物を円滑に運搬・処理できるよう、石川県において、解体廃棄物の持ち込み先・処理先について、県内の産業廃棄物処理業者の市町への情報提供や県ホームページへの掲載を実施。
- ✓ 効率的な運搬の観点から、県において、各市町に「積替え保管場所」を設置するよう処理業者に働きかけ。

公費解体の課題と対応

課題7：仮置場の追加確保

解体工事の加速化に伴い、大量の解体廃棄物が発生するため、既存仮置場の逼迫状況を確認・予想しつつ、解体廃棄物を受け入れる仮置場の追加確保が必要。

➡ 解体工事の加速化に伴う解体廃棄物の増加に対応できるよう、用地の検討、地元調整を行い、**追加の仮置場の増設**などを順次進める。

	解体廃棄物用仮置場	面積	今後の増設予定
珠洲市	・ ジャンボリー跡地	12.0ha	
輪島市	・ 輪島第1仮置場 ・ 輪島第2仮置場 ・ 輪島第3仮置場	3.0ha 1.7ha 0.7ha	調整中
能登町	・ 宇出津新港	2.2ha	検討中
穴水町	・ あすなろ広場横 ・ ホクエツ工業穴水工場跡地	2.0ha 1.0ha	検討中
志賀町	・ 旧志賀中学校グラウンド ・ 富来野球場駐車場	1.2ha 0.4ha	検討中
七尾市	・ 七尾大田工業用地	1.0ha	検討中

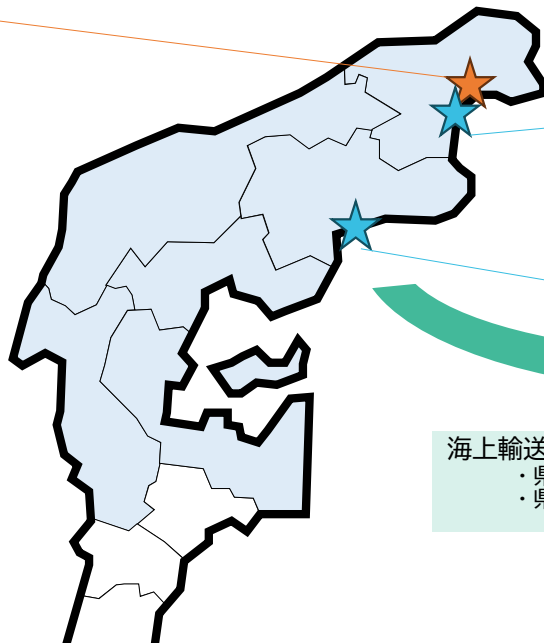
公費解体の課題と対応

課題8：広域処理の推進

仮置場への搬入車両及び搬出車両増加に伴う渋滞の発生や、県内処理施設の処理能力の逼迫等を踏まえ、広域処理を推進する必要がある。

- ➡
- ✓ 渋滞の発生状況について確認を行うとともに、**陸上での広域輸送に加え、海上輸送を実施**することにより、陸上輸送の負担を軽減する（宇出津港で7/11に輸送開始）。
 - ✓ 県内処理を最大限行いつつ、並行して県外の広域処理を随時進める。

珠洲市ジャンボリー跡地仮置場：
移動式破碎機（稼働中）



海上輸送：約28万トン（計画）
・県外の産廃業者
・県外のセメント会社
などを想定



公費解体の課題と対応

課題9：支払いの円滑化

解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業を継続できるよう、実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築する必要がある。また、自費解体は、いったん被災者が自らの費用負担により解体工事を実施し、後日その償還を受けることとなるため、被災者が安心して申請できるよう、遅滞なく償還を行う体制を構築する必要がある。



【公費解体】

- ✓ 市町から契約先（協会）に対しては、請求書を受領した日から**30日以内の支払い**を徹底。
- ✓ 元請から下請に対しては、工事完了後、おおよそ**2ヶ月以内に支払い**を行うなど滞りなく事業者にお金が出るよう、周知。

【自費解体】

- ✓ 自費解体に伴う費用償還の申請を受けた日から**2ヶ月以内の償還金の支払い**を徹底。

（参考）自費解体に係る支払事務の処理期間

市町毎に事務手続きの流れや処理の進捗等が異なると思われるが、一般的に以下の処理及び処理期間が考えられる。

- ・費用償還の申請受付から請求書の受領まで：概ね30日以内
- ・請求書の受領から償還金の支払まで：概ね30日以内

※ また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」など支払期間の適正性の確保に資するの法規等についても参照。

公費解体の課題と対応

課題10：応援体制

被災市町の申請受付事務に関する業務が減少したことから、応援自治体等の短期派遣等が徐々に減少。一方で、工事前調整や全体の工程管理等の業務が増大。引き続き被災市町での災害廃棄物処理（公費解体）実施体制への応援が必要。

- ➡
- ✓ 被災者からの申請ニーズ、解体完了後の支払い進捗状況に応じて**必要な体制を確保**。
 - ✓ 被災市町での臨時雇用等を行い、なお不足する人員については環境省からも他自治体に呼びかけを行い体制確保を支援。

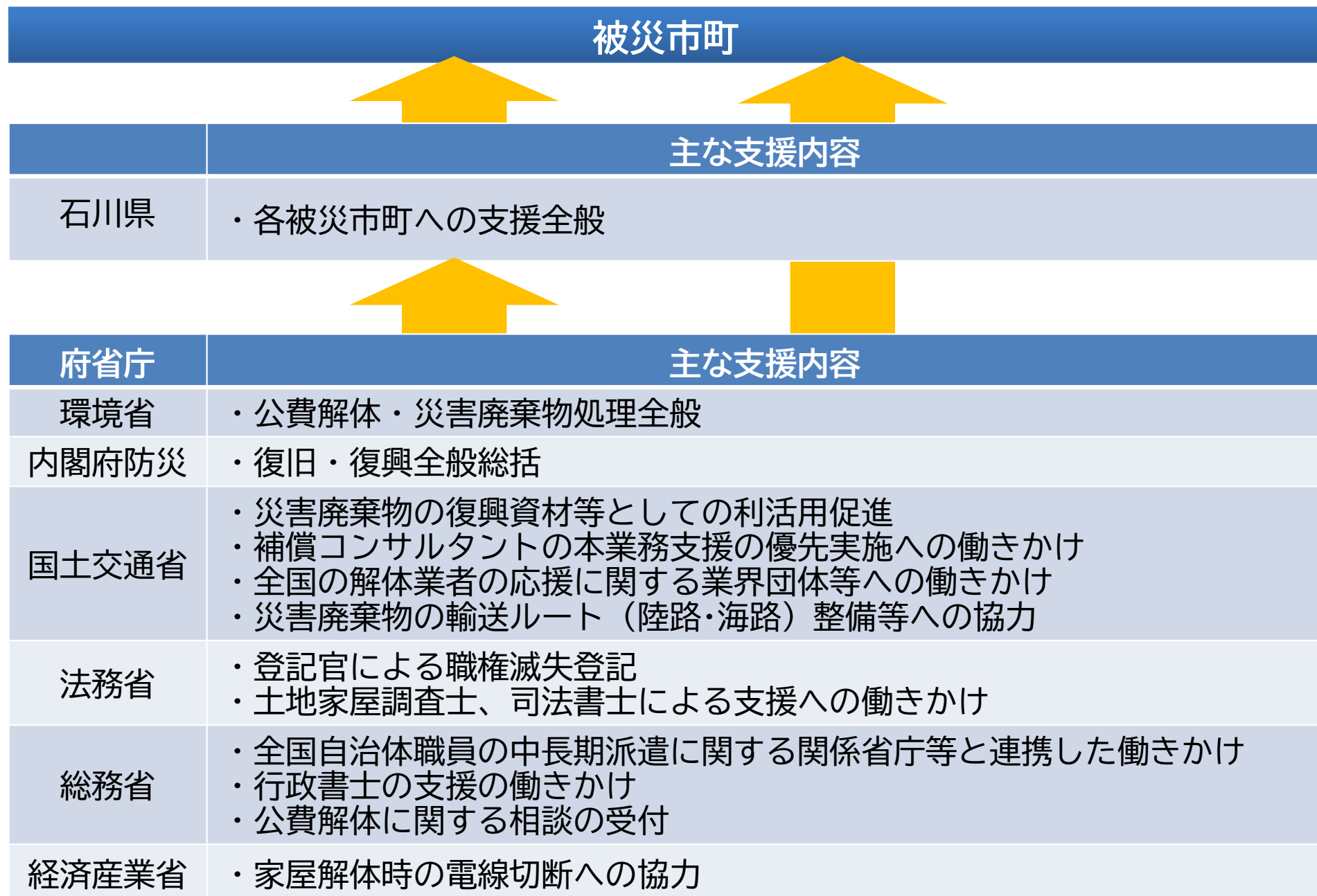
	派遣者数
短期派遣	17名※1
中長期派遣※3	38名※1
石川県から派遣	18名※1
環境省から派遣	14名※2

※1 6市町合計。7月9日時点。

※2 県及び6市町合計。7月9日時点。累計5,948名・日

※3 公費解体に従事する者に限る

石川県、環境省及び関係府省庁が一体となって被災市町を積極支援。



公費解体の円滑化への協力と職権滅失登記

金沢地方法務局
令和6年7月

課題

- 建物が災害により倒壊するなどして滅失した場合でも、公費解体の実務においては、慎重を期して所有者等の全員同意が必要とされ、**がれきの解体・撤去が進まない**との指摘
- 倒壊していない損壊家屋等については、共有者等の意向確認が困難な場合でも、**申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）**を活用して公費解体・撤去を進めることが考えられるが、その**具体的手順が必ずしも明らかでなく、活用しにくい**との指摘

取組

法務省において民事基本法制を所管する立場から**環境省の公費解体の円滑化に向けた取組に協力**するとともに、法務局において**職権滅失登記の取組を本格化**

■公費解体の円滑化への協力（法務省）

- 環境省と法務省の連名で事務連絡を発出（5月28日付け）。家屋等が倒壊、焼失、流失等により滅失し、**建物性が失われた場合には、建物所有権等が消滅することを明記**し、それらの権利者の同意なく市町村の判断により公費解体・撤去を行い得ることを明らかにして、**公費解体手続の簡素化に寄与**
- 被災により建物性が失われた例として、①**建物全体が倒壊又は流失したもの**、②**建物が火災により全焼したもの**、③**建物の下層階部分が圧潰したもの**などを明記
- 建物性が認められなくなったことは、**不動産登記簿上の滅失登記**（職権滅失登記を含む）の記録により確認することもできることを紹介
- 倒壊していない損壊家屋等につき、**宣誓書方式を活用するための具体的手順の明確化**にも協力

■職権滅失登記の取組の本格化（法務局）

- **輪島朝市**での解体を加速化させるため、輪島市の協力を得て、焼失エリアの職権滅失登記を先行実施。5月30日に登記を完了（264棟）
- 輪島朝市では、所有者に職権滅失登記が完了した旨を通知する際に、輪島市の公費解体に関するお知らせを同封し、公費解体の申請の促進に協力
- **伊予市の中でも 害が大きい宝立町の 鳥飼・春日野地区及び蛸島地区**について、職権滅失登記の実施に向け、市と連携して倒壊等建物の滅失調査の手続を進めている
- **倒壊等建物に関する法務局の調査結果**については、今後、被災自治体の依頼に応じて、**情報提供をする予定（右図参照）**
- 引き続き、被災自治体のニーズに応じ、その協力の下、土地家屋調査士とも連携して、災害やその後の公費解体により滅失した建物の**職権滅失登記を推進**

  
被災自治体の要望等を踏まえ、
対象地区を選定

倒壊等建物の滅失調査
【土地家屋調査士との連携】

建物性なし

建物性あり

職権滅失登記
を実施※

被災自治体の依頼に応じ、
調査結果を情報提供

公費解体後に
職権滅失登記
を実施※

※所有者に対しては、
登記の前後に通知を送付